

兵庫県公報

令和6年10月29日 火曜日 第562号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（建築指導課）	4
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	4
公 告	
○ 令和6年度若人の賞受賞者（男女青少年課）	5
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 随意契約の相手方等の公示（会計課）	6
○ 入札公告（物品管理課）	7
○ 同 上（阪神南県民センター）	9
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	12

公布された法令のあらまし

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第12号）

道路交通法（以下「法」という。）の一部改正により、法第71条に規定する運転者の遵守事項において、自転車を運転する場合において無線通話装置を通話のために使用しないこと等とされたことに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第979号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和6年10月29日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

高坂土地改良区

就任役員

役員の区分

理事

氏 名

野 垣 圭 司

住 所

丹波篠山市高坂78番地2

~~~~~

### 兵庫県告示第980号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年10月29日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

**曾地土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所            |
|-------|-------|---------------|
| 理事    | 清水 一男 | 丹波篠山市曾地口117番地 |
| 同     | 浦澤 四郎 | 同 市曾地口68番地    |
| 同     | 福井 陽  | 同 市曾地中956番地   |
| 同     | 中道 秀明 | 同 市曾地中1184番地2 |
| 同     | 井関 雅浩 | 同 市曾地中1280番地  |
| 同     | 井関 裕重 | 同 市曾地奥1146番地  |
| 同     | 内藤 成幸 | 同 市曾地奥425番地1  |
| 監事    | 出口 陽正 | 同 市曾地口25番地    |
| 同     | 藤本 雅浩 | 同 市曾地奥162番地   |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所           |
|-------|--------|--------------|
| 理事    | 中筋 吉洋  | 丹波篠山市曾地口42番地 |
| 同     | 山根 茂博  | 同 市曾地口22番地   |
| 同     | 井関 雅浩  | 同 市曾地中1280番地 |
| 同     | 熊谷 みのり | 同 市曾地中315番地  |
| 同     | 小林 和樹  | 同 市曾地中1121番地 |
| 同     | 井関 裕重  | 同 市曾地奥1146番地 |
| 同     | 内藤 成幸  | 同 市曾地奥425番地1 |
| 監事    | 出口 陽正  | 同 市曾地口25番地   |
| 同     | 藤本 雅浩  | 同 市曾地奥162番地  |



**兵庫県告示第981号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年10月29日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

**氷上北土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所             |
|-------|--------|----------------|
| 理事    | 芦田 宗信  | 丹波市氷上町沼421番地   |
| 同     | 永井 利典  | 同 市氷上町御油108番地  |
| 同     | 井上 健次郎 | 同 市氷上町御油375番地  |
| 同     | 宮垣 富男  | 同 市氷上町鴨内146番地  |
| 同     | 足立 貞夫  | 同 市氷上町小谷68番地   |
| 同     | 中澤 一夫  | 同 市氷上町井中48番地1  |
| 同     | 金子 治幸  | 同 市氷上町賀茂206番地1 |
| 同     | 足立 良明  | 同 市氷上町賀茂776番地  |
| 同     | 根木 浩三  | 同 市氷上町賀茂1397番地 |
| 同     | 足立 輝己  | 同 市氷上町賀茂1262番地 |
| 同     | 三村 憲太郎 | 同 市氷上町常楽809番地2 |
| 同     | 吉住 二郎  | 同 市氷上町絹山505番地  |
| 同     | 見田 耕作  | 同 市氷上町香良268番地  |
| 同     | 細見 邦夫  | 同 市氷上町伊佐口726番地 |

|     |         |   |                |
|-----|---------|---|----------------|
| 同   | 田 中 健 治 | 同 | 市氷上町日比宇41番地    |
| 同   | 安 田 茂 昭 | 同 | 市氷上町棧敷114番地    |
| 同   | 足 立 吉 伸 | 同 | 市氷上町南油良297番地   |
| 同   | 福 井 敏 弘 | 同 | 市氷上町北油良578番地 1 |
| 同   | 中 川 利 雄 | 同 | 市氷上町氷上37番地 1   |
| 監 事 | 福 井 脩   | 同 | 市氷上町伊佐口740番地 1 |
| 同   | 足 立 重 之 | 同 | 市氷上町井中559番地    |

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

芦 田 宗 信

芦 田 憲 吾

足 立 哲 尚

芦 田 義 彦

細 見 忠 和

福 尾 和 弘

金 子 治 幸

足 立 康 彦

根 木 浩 三

足 立 保 彦

三 村 憲 太 郎

吉 住 二 郎

見 田 耕 作

細 見 邦 夫

田 中 健 治

金 丸 雅 仁

荻 野 恭 祐

井 上 淳

長 田 久 雄

芦 田 義 則

大 西 敏 生

住 所

丹波市氷上町沼421番地

同 市氷上町御油46番地

同 市氷上町御油285番地

同 市氷上町鴨内64番地 1

同 市氷上町小谷95番地

同 市氷上町井中776番地 1

同 市氷上町賀茂206番地 1

同 市氷上町賀茂949番地

同 市氷上町賀茂1397番地

同 市氷上町賀茂1311番地

同 市氷上町常楽809番地 2

同 市氷上町絹山505番地

同 市氷上町香良268番地

同 市氷上町伊佐口726番地

同 市氷上町日比宇41番地

同 市氷上町棧敷180番地 5

同 市氷上町南油良45番地 1

同 市氷上町北油良233番地

同 市氷上町氷上883番地

同 市氷上町御油97番地

同 市氷上町南油良156番地



兵庫県告示第982号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年10月29日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服 部 洋 平

|          |          |
|----------|----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日    |
| 北淡路土地改良区 | 令和6年7月1日 |



兵庫県告示第983号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和6年10月15日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った

日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年10月29日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

| 事業名              | 地区名    | 縦覧の期間                      | 縦覧の場所 |
|------------------|--------|----------------------------|-------|
| 農地中間管理機構関連農地整備事業 | 市原2期地区 | 令和6年10月29日から<br>同年11月18日まで | 洲本市役所 |



**兵庫県告示第984号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和6年10月29日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

指定区域

| 区域名   | 市郡名 | 区町名  | 町大字名 | 小字名       | 地番                                                                                                                                        |
|-------|-----|------|------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三谷(2) | 美方郡 | 新温泉町 | 浜坂   | 釜谷<br>秋葉台 | 292番1の一部、292番3の一部、292番8、292番9、300番1の一部、300番1地先の道路敷の一部<br>320番97から320番99まで、320番118、320番126、320番135、320番136、320番138、320番139、320番141、320番142 |



**兵庫県告示第985号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨告示する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和6年10月29日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 商号又は名称 株式会社エステートフロンティア
- 2 代表者氏名 井谷 敬士
- 3 事務所所在地 兵庫県尼崎市上ノ島町二丁目16番1—101号
- 4 免許番号 兵庫県知事（2）第204247号
- 5 免許年月日 令和2年2月24日



**兵庫県告示第986号**

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和6年10月29日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

3の表中

「

|           |
|-----------|
| 株式会社 阿波銀行 |
| 株式会社 広島銀行 |
| 株式会社 京都銀行 |

|                    |
|--------------------|
| 兵庫県内及び徳島県内に所在する営業所 |
| 兵庫県内に所在する営業所       |
| 同上                 |

」

を

「

|           |
|-----------|
| 株式会社 阿波銀行 |
| 株式会社 京都銀行 |

|                    |
|--------------------|
| 兵庫県内及び徳島県内に所在する営業所 |
| 兵庫県内に所在する営業所       |

」

に改める。

公 告

令和6年度若人の賞受賞者

若人の賞表彰要綱（昭和60年10月8日制定）により、令和6年9月28日に次の者を表彰した。

令和6年10月29日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 (1) 氏 名 遠 藤 航

(2) 住 所 相生市

(3) 功績内容

日本ボーイスカウト兵庫連盟の若手リーダーとして若者の意見を発信しスカウト活動の活性化に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。

2 (1) 氏 名 田 村 華 奈

(2) 住 所 神戸市

(3) 功績内容

ウクライナ避難民をはじめとする困窮外国人への支援やイベントの企画・運営を通じて国際協力活動に取り組むなど多文化共生と国際交流の推進に尽くした。

3 (1) 氏 名 藤 原 大 登

(2) 住 所 小野市

(3) 功績内容

やしろの森公園協会の登録ボランティアとして里山の魅力を子どもたちに伝えるとともに後進の育成に努めるなど青少年活動の振興に尽くした。

4 (1) 氏 名 村 上 澄 華

(2) 住 所 神戸市

(3) 功績内容

ガールスカウト兵庫県連盟の若手リーダーとしてキャンプや地域の行事を企画運営しスカウト活動の活性化に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。

5 (1) 氏 名 森 本 陽 希

(2) 住 所 佐用郡佐用町

(3) 功績内容

県立いえしま自然体験センターのキャンプリーダーとして体験活動を企画運営するとともに後進の育成に努めるなど青少年活動の振興に尽くした。



都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送

付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年10月29日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

| 市町の名称 | 都市計画の種類    | 都市計画の名称      |
|-------|------------|--------------|
| たつの市  | 中播都市計画地区計画 | 龍野IC周辺地区地区計画 |



**都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年10月29日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

| 市町の名称 | 都市計画の種類          | 都市計画の名称                                  |
|-------|------------------|------------------------------------------|
| 神戸市   | 神戸国際港都建設計画道路     | 9.7.1号新交通専用道1号線<br>都市高速鉄道6号線新交通ポートアイランド線 |
| 同市    | 神戸国際港都建設計画都市高速鉄道 |                                          |
| 稲美町   | 東播都市計画地区計画       | 柿沢池工業団地地区地区計画                            |
| たつの市  | 中播都市計画用途地域       |                                          |



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年10月29日

契約担当者  
兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事 服部 洋平

- 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
総合財務会計システム改修委託業務（支払事務等電子化） 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局会計課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年9月3日
- 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社NTTデータ関西 大阪市北区堂島3丁目1番21号
- 随意契約に係る契約金額  
72,435,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年10月29日

契約担当者

兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事 服部 洋平

**1 調達内容****(1) 調達物品及び数量**

兵庫県就学支援制度各システム利用にかかる専用機器等一式（賃貸借）

**(2) 調達物品の特質等**

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

**(3) 賃貸借期間**

令和7年2月1日（土）から令和12年1月31日（木）まで（60箇月）

**(4) 納入場所**

兵庫県教育委員会事務局財務課外（詳細は仕様書のとおり）

**(5) 入札方法**

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

**3 入札の参加申込み及び入札の方法等**

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

**(1) 書面による入札**

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 中山

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和6年10月29日（火）から同年11月12日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時及び場所

令和6年12月6日（金）午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和6年12月5日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

## ア 参加申込みの期間

令和6年10月29日（火）から同年11月12日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和6年11月12日（火）は午後4時までとする。）

## イ 入札の日時

令和6年11月29日（金）午後5時から同年12月6日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

## ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

令和6年10月30日（水）から同年11月22日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和6年10月30日（水）から同年11月12日（火）（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和6年11月12日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

## イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

## ウ 提出書類

仕様確認申込書及びカタログの仕様が確認できる書類

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和6年11月29日（金）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年12月4日（水）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年12月20日（金）までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Yohei Hattori, Acting Governor of Hyogo Prefecture, Vice Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature of quantity of the product to be procured:  
1 set of dedicated equipment for use with each system of the Hyogo Prefecture School Attendance Support System (leasing contract)
- (3) Lease period: February 1, 2025 - January 31, 2030
- (4) Delivery location:  
Hyogo Prefectural Board of Education Secretariat Finance Division, NTT-west data center in Kobe, Municipal schools in Hyogo Prefecture (40 locations)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 November 12, 2024
- (6) Deadline for tender:  
14:00 December 6, 2024 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 December 5, 2024 by mail
- (7) Person to contact concerning the Notice:  
Ms. Nakayama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4935

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年10月29日

契約担当者

兵庫県阪神南県民センター長 小林 拓哉

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

尼崎西宮芦屋港 調査監督船建造工事 数量 1隻

(2) 調達物品の仕様等

詳細は契約担当者が特記仕様書、建造仕様書で指定するところによる。

主な仕様

ア 総トン数 17トン

イ 寸法 全長×型幅 17.0メートル×4.0メートル 型深 1.7メートル

ウ 巡航速力(最大) 25ノット(30ノット)

エ 船殻材質 アルミニウム合金

オ 主機関 847キロワット×1基

カ 最大搭載人員 15名

キ その他装備 サイドスラスター・減揺装置

(3) 納入期限

契約担当者が特記仕様書で指定する日

(4) 納入場所

契約担当者が特記仕様書で指定する場所(北堀運河)

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に完了した国(独立行政法人、公団及び公社を含む。)、都道府県(公社を含む。)、又は市町村(公社を含む。)が発注したアルミニウム合金製船舶(総トン数10トン以上50トン未満)の建造実績を有する者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8

兵庫県阪神南県民センター 県民躍動室 総務防災課 財務担当

電話 (06) 6481-7641 (内線259) F A X (06) 6481-8148

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年10月29日(火)から同年11月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和6年12月13日(金) 午前11時 兵庫県阪神南県民センター 別館2階会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年12月12日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年12月11日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したときは入札保証金の納付を免除する（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

コ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書に関する誓約書を提出すること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature of the service to be required:
Amagasaki Nishinomiya Ashiya Port Survey and Supervision Ship Construction Work
- (2) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 November 19, 2024
- (3) Deadline for tender:
11:00 December 13, 2024 by direct delivery
17:00 December 12, 2024 by mail
- (4) Person to contact concerning the notice:
Mr Yamashita, Civil Administration Office, Hanshin-nami District Administration Center, Hyogo Prefectural Government
5-21-8, Higashinaniwayou, Amagasaki, Hyogo 660-8588
TEL(06)6481-7641(Ext.263) FAX (06)6481-8148

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

兵庫県公安委員会
委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第12号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
第9条中第11号を削り、第12号を第11号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。